はじめに

①本書は（公財）運行管理者試験センターが行う運行管理者試験（旅客）について、内容をジャンル別に区分し、それぞれに解説を加えたものです。

②過去 10 回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

回数	1	2	3	4
実施時期	令和８年８月	令和８年３月	令和７年８月	令和７年３月
受験者数	7,128 人	6,679 人	7,611 人	6,430 人
合格率	42.7%	38.3%	34.1%	29.6%
回数	5	6	7	8
実施時期	令和６年８月	令和６年３月	令和５年８月	令和５年３月
受験者数	6,469 人	5,434 人	5,158 人	4,675 人
合格率	30.7%	36.5%	34.5%	35.3%
回数	9	10		
実施時期	令和４年８月	令和４年３月		
受験者数	5,403 人	5,787 人		
合格率	38.4%	34.5%		

③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。

第１章　道路運送法　　第２章　道路運送車両法
第３章　道路交通法　　第４章　労働基準法
第５章　実務上の知識及び能力

④各章は、 1 法令の要点 、 2 演習問題 、 ◆解答＆解説 で構成されています。

⑤ 1 法令の要点 では、過去に出題された問題に関係する法令を、要点を絞って掲載しています。**太字**は特に重要な部分を表しています。

⑥ 2 演習問題 では、過去問題を中心とした演習問題を収録しています。次の３種類の問題で構成しています。

◎（公財）運行管理者試験センターが公表している「運行管理者試験（CBT 試験）出題例」令和２年～６年（５回分計 150 問）
◎筆記試験問題 令和３年３月
◎編集部収集作成問題

⑦各問題の最後には、試験の実施時期を表記しています。［R3. 3］であれば、令和３年３月実施（令和２年度第２回）の筆記試験の問題、［R6_CBT］であれば「令和６年度運行管理者試験（CBT 試験）出題例」の問題となります。

⑧問題の最後の［R4_CBT/R3_CBT］など複数の表記がある場合は、「令和４年度運行管理者試験（CBT 試験）出題例」の問題と「令和３年度運行管理者試験（CBT 試験）出題例」の問題が類似していることを表しています。

⑨実施時期の表記がないものは、編集部が過去の出題傾向を分析したうえで作成した問題または収集した問題です。重要度が高い分野を主に追加しています。

⑩⑦、⑧の出題年度の後に「改」と表記しているものは、編集部で試験問題を一部改変していることを表しています。試験後の法改正や出題形式を変更した場合等が該当します。なお、本書は**令和８年９月**現在の法令等をもとに編集しています。

⑪「第１章　道路運送法」では、四択問題の内容が多岐にわたっていることから、いったん法令根拠ごとに問題を分割し、過去出題例として該当法令ごとに**○×問題と解答**を付記しました。このようにすることで、道路運送法の各条項のどの部分から出題され、また、×の場合はどこが間違っているのかすぐに確認できます。第１章については、同じ過去問題をほぼ**２回収録**していることになります。なお、過去出題例（○×問題）の解説は演習問題の解説を参照してください。

⑫各問題には「◪」マークを付けました。問題の習熟度のチェックなど、用途によってご活用ください。

⑬ ◆解答＆解説 では、間違っている箇所や注意すべき点を**太字下線**や**イラスト**を用いて解説しています。なお、特筆すべき点がない場合には、解説を省略しています。

⑭各章の最後には、よく出題されるポイントをまとめた「**覚えておこう**」を収録しました。試験前など、短時間で要点を確認するときにご利用ください。

⑮法令の仕組みについて簡単に説明します。
一つの法は、それに続く政令、省令、告示などを含めて成り立っています。政令、省令、告示などにより、法のより細かい部分が定められています。政令は、内閣が制定する命令、省令は各省大臣が主任の事務につき発する命令をいいます。また、告示は各省庁などが広く一般に向けて行う通知をいいます。

⑯本書で関係する主な法をまとめると、次のとおりとなります。

法　律	政令、省令、告示
道路運送法	◎道路運送法施行規則（省令）
	◎旅客自動車運送事業運輸規則（省令）
	◎自動車事故報告規則（省令）
	◎旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（告示）
道路運送車両法（車両法）	◎道路運送車両法施行規則（省令）
	◎自動車点検基準（省令）
	◎道路運送車両の保安基準（省令）
	◎道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（告示）
道路交通法（道交法）	◎道路交通法施行令（政令）
労働基準法（労基法）	◎自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（告示）
労働安全衛生法（安衛法）	◎労働安全衛生規則（省令）

※令和８年９月現在、運行管理者試験センターより、「法令等の改正があった場合は、改正された法令等の**施行後６ヵ月間**は改正前と改正後で解答が異なることとなる問題は出題しません。」との発表がなされているため、一部改正を反映していない場合があります。

⑰法令の原文は、次のように表されています。

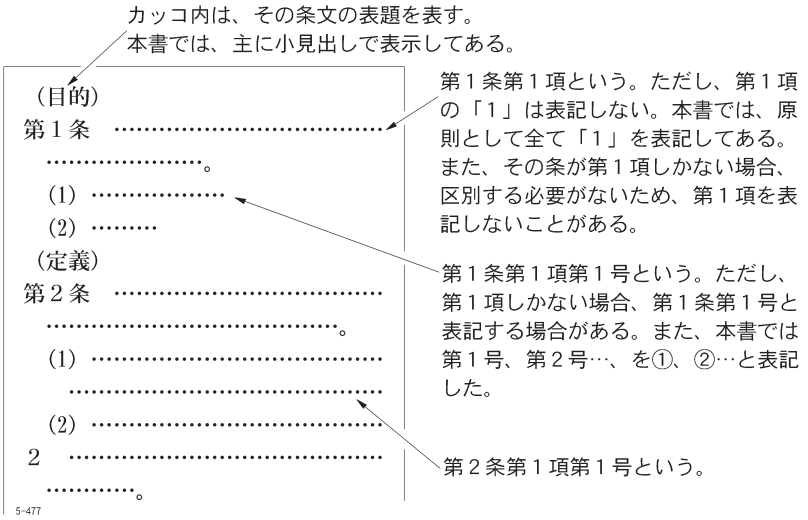

第1章

道路運送法

1. 法律の目的と定義 …… 12
2. 旅客自動車運送事業の種類 … 13
3. 許　可 …… 15
4. 運送約款 …… 17
5. 事業計画 …… 19
6. 禁止行為と乗合旅客の運送 … 25
7. 運転者の選任 …… 27
8. 過労の防止 …… 29
9. 点　呼 …… 37
10. 事故等における公示・処置・措置…… 54
11. 輸送の安全 …… 56
12. 業務記録・事故の記録 …… 58
13. 運送引受書の交付 …… 63
14. 運行基準図・運行表 …… 64
15. 経路の調査と運行指示書 …… 65
16. 乗務員等台帳と乗務員証 …… 69
17. 特別な指導［1］…… 72
18. 特別な指導［2］…… 74
19. 事故の報告［1］…… 87
20. 事故の報告［2］…… 93
21. 運行管理者の選任 …… 99
22. 運行管理者の業務 …… 104
23. 運行管理者資格者証 …… 117
24. 運送事業者による運行管理 … 118
25. 運転者等の遵守事項 …… 126
26. 旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表 …… 134

1　法律の目的と定義

1　法令の要点と○×式過去出題例

■ 道路運送法の目的［道路運送法第１条］

1．この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を**適正かつ合理的**なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の**多様化及び高度化**に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、**輸送の安全**を確保し、**道路運送**の利用者の利益の保護及びその**利便の増進**を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

■ 定　義［道路運送法第２条］

1．この法律で「道路運送事業」とは、**旅客自動車運送事業**、**貨物自動車運送事業**及び**自動車道事業**をいう。

2．この法律で「自動車運送事業」とは、**旅客自動車運送事業**及び**貨物自動車運送事業**をいう。

3．この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、**一般旅客自動車運送事業**及び**特定旅客自動車運送事業**をいう。

過去出題例［法律の目的と定義］

☐1．道路運送事業とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。[R3_CBT]

☐2．自動車運送事業とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。[R2_CBT]

☐3．旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業をいう。[R3_CBT/R2_CBT]

解答

1…○：2…×（自動車道事業は含まれない）：3…○

第2章

道路運送車両法

1．法律の目的と定義…… 146
2．登録制度…… 147
3．自動車の検査…… 154
4．点検整備…… 165
5．保安基準…… 175

1　法律の目的と定義

1　法令の要点

■ 道路運送車両法の目的［車両法第１条］

1．この法律は、道路運送車両に関し、**所有権**についての公証等を行い、並びに**安全性の確保**及び**公害の防止**その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、**公共の福祉を増進する**ことを目的とする。

■ 定　義［車両法第２条］

1．この法律で「**道路運送車両**」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2．この法律で「**自動車**」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3．この法律で「**原動機付自転車**」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽（けん）引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

■ 自動車の種別［車両法第３条／車両法施行規則第２条］

1．この法律に規定する**普通自動車**、**小型自動車**、**軽自動車**、**大型特殊自動車**及び**小型特殊自動車**の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として、別表第１（省略）に定める。

第3章

道路交通法

1. 法律の目的と定義 ……190
2. 自動車の種類と運転免許 ……193
3. 信号機の意味 ……201
4. 最高速度・高速道路 ……203
5. 追越し等 ……212
6. 車両の通行方法 ……217
7. 交差点 ……227
8. 停車及び駐車の禁止場所 ……230
9. 灯火と合図の時期 ……236
10. 乗車又は積載方法の制限等 ……243
11. 酒気帯び運転の禁止 ……245
12. 過労運転の禁止 ……248
13. 運転者の遵守事項 ……250
14. 交通事故の場合の措置 ……260
15. 使用者に対する通知 ……262
16. 道路標識 ……263

1　法律の目的と定義

1　法令の要点

■ 道路交通法の目的［道交法第１条］

1．この法律は、道路における**危険を防止**し、その他交通の**安全と円滑**を図り、及び道路の交通に起因する**障害の防止**に資することを目的とする。

■ 定　義［道交法第２条］

1．この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

用 語	用語の意義
③の２ 本線車道	高速自動車国道又は自動車専用道路の**本線車線により構成する車道**をいう。
③の４ 路側帯	**歩行者の通行の用**に供し、又は**車道の効用を保つ**ため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、**道路標示によって区画**されたものをいう。
⑥安全地帯	路面電車に乗降する者若しくは横断している**歩行者の安全を図る**ため道路に設けられた**島状の施設**又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分をいう。
⑦車両通行帯	車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該**道路標示により示されている道路**の部分をいう。
⑧車両	**自動車**、**原動機付自転車**、**軽車両**及び**トロリーバス**をいう。
⑨自動車	**原動機**を用い、かつ、**レール**又は**架線によらないで運転**する車又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。
⑮道路標識	道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。
⑯道路標示	道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋲、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

第4章

労働基準法

1．労働契約…… 274
2．労働時間・休日…… 281
3．就業規則…… 289
4．健康診断…… 293
5．労働時間の改善基準（目的）…297
6．労働時間の改善基準（タクシー）…298
7．労働時間の改善基準（バス）…303

1　労働契約

1　法令の要点

■労働条件の原則［労基法第１条］

1．労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
2．この法律で定める労働条件の**基準は最低**のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

■均等待遇［労基法第３条］

1．使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、**差別的取扱をしてはならない**。

■定　義［労基法第９条・第10条・第11条・第12条］

第９条（労働者の定義）
1．この法律で「**労働者**」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、**賃金を支払われる者**をいう。
第10条（使用者の定義）
1．この法律で「**使用者**」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。
第11条（賃金の定義）
1．この法律で「**賃金**」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。
第12条（平均賃金の定義）
1．この法律で「**平均賃金**」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前３ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の**総日数**で除した金額をいう。

■契約期間等［労基法第14条］

1．労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、**３年**（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、**５年**）を超える期間について締結してはならない。

第5章

実務上の知識及び能力

1．運行管理者 …… 372
2．配置基準 …… 403
3．運転者の健康管理 …… 420
4．交通事故等緊急事態 …… 431
5．事故の再発防止策 …… 436
6．交通事故防止 …… 460
7．視覚と視野と夜間等の運転 468
8．走行時に働く力と諸現象 … 474
9．自動車に関する計算問題 … 480

1　運行管理者

1　運行管理者の役割

■ 出題傾向と対策

①「実務上の知識及び能力」の範囲では、運行管理者の業務に関する問題が多く出されています。出題内容は主に、「第１章　道路運送法」に基づいたもので、運行管理者が行った業務上の措置の例を示し、それが法令に適合するかどうかを判断するという、法令の理解度や適用範囲を問うものです。さらに、運行管理者が立てた運行計画の内容の適否を問うものも出題されており、これを解くには第３章の「道路交通法」や第４章の「改善基準」の知識が必要となります。したがって、この項の演習問題は、各関係法令と併せて学習してください。

②演習問題から、出題の要点をまとめました。

《運行管理者の業務》

◎運行管理者の業務の範囲及び業務上の措置
◎運行管理者の役割
◎運転者に対する指導・監督
◎補助者に対する指導・監督
◎事業者への助言

《点呼》

◎場所・状況などによる点呼の実施方法
◎酒気帯びの有無や健康状態等の点呼方法及び点呼結果による乗車の可否の決定
◎事業用自動車の状態等の点呼結果による運行の可否の決定
◎交替運転者の配置基準（貸切バス）

《運行計画》

◎運転時間、連続運転時間、中断時間、平均速度等

《事故の再発防止対策》

◎事故の概要及び情報から判断する有効な再発防止対策